



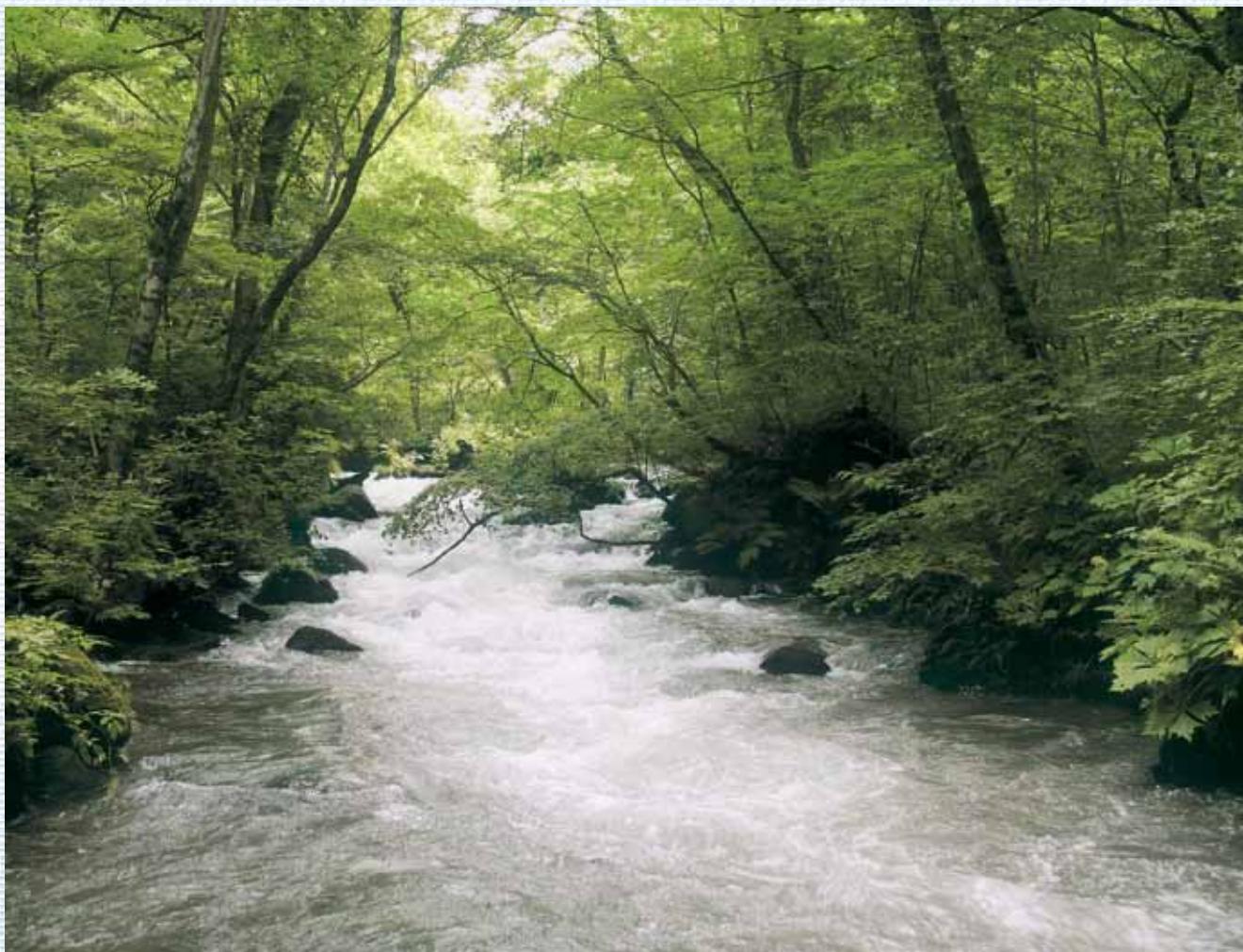
東京都社会保険労務士会 千代田統括支部 会報

発行人 千代田統括支部長 段下 正志

事務局 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-2-10-206

段下正志事務所内 ☎03(3288)0354

URL=<http://www.sr-ccs.com>



奥入瀬溪流(青森県)

市村公頼 撮影

- 新年度を迎えて
- 第4回定例支部会議の開催状況
- 平成24年度事業計画
- 平成24年度統括支部活動日程
予定・統括支部組織各役員
- 千代田統括支部研修会
- 第2回研修会開催
- 行政協力者の紹介
- 労働環境モニタリングを振り返って
- 新入会員を紹介します
- リニューアルした統括支部ホームページ/
登録のお願い／政治連盟だより

新年度を迎えて



さらなる活性化を目指す

統括支部

支部長 段下 正志

平成24年度の支部行事がスター
トしました。

今年度の重点目標は3点あります。1つ目は、リニューアルした統括支部のホームページ（以下、HP）の活用です。メールアドレスの登録者数を図り、情報伝達のスピードを上げます。さらに、HPに新たに追加した掲示板を生かし、会員間の情報交流の場とし、さらなる活性化を図ります。随時更新してより利便性の高いHPを目指します。

2つ目は研修の充実です。支部では年間10回の研修会（既に3回終了）を予定し、特に、11月と2月に開催予定の必須研修会は、午後の部と夜の部に分け、同じ内容で開催し、多くの方に参加しやすい環境づくりを行っています。また、随時、セミナー・アンケートを実施し、それを生かした今後の研修の充実化を図ります。

3つ目は会員相互の交流の場の充実です。1,100余名の会員が所属する大規模支部であるがゆえ会員間の交流が上手くできていない面もあります。既に新規入会者オリエンテーションを2回、管外研修旅行、ボーリング大会、賀詞交歓会、定例支部会議後に懇親会等を開催して会員相互の交流の場を設けています。今年度からは、さらに、前述のようにHPに掲示板機能を搭載しました。是非、支部と会員間及び会員間の意見交換の場として活用して活力ある支部としましょう。

また、行事等の公式の場に限らず、毎月の例会・研修会後に会員同士又は有志で集まって懇親会等を行っており、そうした輪の広がりを勧めます。懇親会の場では、「新しい顧問先の獲得はどうしたらいいか?」、「顧問先でこんなことがあった、こんなことを聞かれた、経験ない?」など日々の業務のことやトラブル事例とその解決策など情報が盛りだくさんで、この業界に対する熱い思いを語り合っています。こちらにもぜひご参加ください。



より身近な活動と労働条件審査において

政治連盟千代田統括支部

支部会長 家村 啓三

去る4月26日、東政連幹事会が行われました。話題は政連の加入率の低下と財政基盤に集中していました。原因の1つは口座振替制度がはじめて導入されたことにありますが、それだけではないと思っています。昨今の社会経済の低迷、若者の政治離れ、混迷した政局の状況など、原因是複雑でしょう。

組織力を高めるには、その規模の大きさはもちろんのことですが、何よりも結束力が不可欠です。また、士業としてさらなる地位の向上を図るために、政治的な働きかけもより強めなければならず、そのためには経済的基盤の確立も重要であり、意味ある活動がますます求められます。

本年度の活動方針の1つ目として、千代田区での労働環境モニタリングなど、行政とのかかわりから私たちの職域を拡大するため、本会と連携し「労働条件審査」のノウハウの確立を図ります。また同時に、この業務が社会保険労務士ならではの職域であることについて、議員の方々及び行政に強く働きかけてまいります。

2つ目として、政治連盟が会員にとってより身近に感じられる活動を掲げました。前事業年度末の3月26日には千代田政連として初めての研修兼懇談会を行ない多くの会員の方々にご参加頂きました（8頁「政治連盟だより」参照）。こうした機会をつくることにより、研修テーマ等について、議員の方々に制度改革等に関して、より現実的な問題を認識いただき私達の意見を反映させることも可能となります。限られた予算ではありますが、今年度も1人でも多くの方に政治連盟の大切さをご認識いただき、加入へのご理解を高めるための活動を考え実施してまいります。

幹事の方々をはじめ会員の皆さんには多大なるご協力を頂いておりますが、更なる活動への参加と、政連への加入、会費の納入をお願い申し上げます。

第4回定例支部会議の開催状況

第4回千代田統括支部・支部定例支部会議が平成24年4月12日(木)、お茶の水ホテルジュラクにおいて開催されました。

森総務委員長の司会の下に開会され、段下統括支部長の挨拶後に議長に堀雅美氏、副議長に大野剛一郎氏が選任され、平成23年度事業報告・収入支出決算、平成24年度事業計画(案)(次頁掲載)・収入支出予算(案)の4議案、統括支部会議の構成員及び支部役員・委員・協力員の2報告がなされ、無事承認されました。議案報告に関して、相馬誠一氏、半沢公一氏、濱野行雄氏からご質問や貴重なご意見を頂戴いたしました。

その後には、政治連盟千代田統括支部会議が開催され、家村統括支部会長を議長として石澤幹事長から平成23年度活動報告・決算報告、平成24年度活動方針(案)・予算案について報告があり、承認されました。

統括支部会議、定期統括支部大会終了後には、「交歓懇親会」が開催されました。ご来賓には千代田区長石川雅己氏、参議院議員佐藤ゆかり氏ほか、関係管轄行政官庁の所長等、区議会議員の方々、他多くの方々にご出席を賜り盛況のうちに定例支部会議及び懇親会を終えることができました。



平成24年度 事業計画

1 基本方針

- (1) 東京会との連携を密にし、各種事業に参画する。会員に対しては、開業・法人会員と勤務等会員の間に隔たりがないように正確な情報を提供し、社会保険労務士としての地位向上及び職域拡大を目指す。
- (2) 会員による自発的・自主的な統括支部組織の運営を目指す。
- (3) 会員の法律知識と実務能力の向上・充実を図るために研修会等を企画・運営し、会員の更なる資質の向上を目指す。
- (4) 統括支部会報・統括支部ホームページ等を通じて、身近な情報、役立つ情報の提供を行う。
- (5) 統括支部ホームページ及びメールを活用して、迅速かつ低廉な連絡を目指す。特に、掲示板や動画サイトを開設し、会員の相互の意見交換の場とする。
- (6) 関係行政機関等への協力に加え、行政担当副支部

- 長を中心に日常的に連絡を密にし、交流を深め、相互協力の下で社会保険労務士の存在をアピールしていく。
- (7) 関係団体や他士業団体との情報交換や交流を進め、また、東京都社会保険労務士政治連盟千代田統括支部とタイアップした活動の企画を目指す。
- (8) 労働・社会保険無料街頭相談や区民相談などを通じて、広く国民に対して社会保険労務士を周知し、気軽に活用してもらうための広報活動を行う。
- (9) 福利厚生事業や体育活動の支援により、会員相互の親睦、コミュニケーションのとれた健康的な会員交流を目指す。
- (10) 統括支部常設事務所開設を他の統括支部と共に東京会に要望する。

2 具体的な統括支部事業

(1) 組織の強化対策事業

- ①統括支部例会を年10回程度開催する。また、定例支部会議を4月に開催する。
- ②正副支部長・委員長会議を年10回程度開催し、統括支部の運営について協議する。
- ③統括支部会議を年5回程度開催する。なお、4月（定例会議）と翌年1月（事業計画・予算・役員人選）の開催は規約に定められている。
- ④各部会・委員会の協力委員に新規入会者を積極的に募集し、支部活動の一翼を担ってもらう。特に女性会員を登用し育成を図り、今後の支部活動の担い手になっていただきたい。
- ⑤会員に対する情報伝達手段は統括支部ホームページおよび電子メールを原則とし、全会員のメールアドレス登録を目指す。その他統括支部組織の充実強化に必要な事業を行う。
- ⑥新規入会者オリエンテーションを年2回開催し、新しい会員の統括支部事業への積極的な参加を促す。
- ⑦他の統括支部や支部との交流による情報交換や好事例の研究を目指す。

(2) 資質の向上対策事業

- ①会員の資質や知識を向上させるための研修会を企画し、年10回程度開催する。
- ②勤務等部会主催の情報交流会を開催し、会員相互の知識と知恵の共有を図る。
- ③会員相互の知識と知恵の共有を図るために、事例研究等を通して、真に実務に役立つ研修会を企画、実施する。
- ④新規入会者の職業意識や統括支部活動に対する参加意識を高めるための研修会等を企画する。
- ⑤東京会で企画した「実務修習セミナー」を開催し、登録間もなく労働社会保険に関する実務経験が少いため実務に不安を持っている会員の実務能力向上を

図る。

- ⑥「離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届」が電子申請ができるようになったため、IT委員会及び電子化推進員が中心となり、会員に対して、パソコン利用の習熟と電子申請業務ができる環境整備をサポートする。

(3) 広報活動事業

- ①統括支部会報を年4回（4月、7月、10月、1月を基本とする。）発行する。
- ②研修会、統括支部ホームページ、電子メール等を通じて、会員に対し、必要な情報の提供を迅速かつ低廉に行う。
- ③東京会等と連携し、当統括支部活動を対外的にも広報する。
- ④労働・社会保険無料街頭相談等を実施し、社会保険労務士を広く国民にPRするための活動を行う。

(4) 関係行政機関等への協力事業

- ①千代田区役所社会保険・労働相談員の派遣
4月～翌年3月(第2火曜)
- ②千代田区役所年金課相談員の派遣／4月～翌年3月
- ③千代田区役所労働環境モニタリング調査業務／4月～翌年3月
- ④中央労働基準監督署労働保険料申告書／6月～8月
受理・相談コーナー臨時労働保険指導員の派遣
- ⑤東京労働局労働保険料申告書／6月～8月
受理・相談コーナー臨時労働保険指導員の派遣
- ⑥千代田年金事務所年金相談員の派遣／4月～翌年3月
- ⑦千代田年金事務所算定相談コーナー相談員の派遣7月
- ⑧労働・社会保険無料街頭相談会の開催／10月
- ⑨中央労働基準監督署／12月
労働保険新規加入事業場説明会講師及び相談員の派遣
- ⑩東京会社労士110番相談員・総合労働相談所相談員・

<p>年金相談センター相談員の派遣</p> <p>⑪東京商工会議所千代田支部への講師・相談員の派遣 随时</p> <p>⑫東京商工会議所への相談員の派遣／10月～11月</p> <p>⑬東京都社会保険労務士政治連盟千代田統括支部への協力</p>	<p>②関係行政機関等と相互協力の下で、社会保険労務士のアピールに努める。</p> <p>③行政書士会千代田支部と相互研修会や厚生事業を行い、交流を深める。</p>
(5) 関係行政機関等との交流事業	
<p>①地域の住民及び労働者に対して社会保険制度の理解を深めるため、東京都社会保険労務士政治連盟千代田統括支部と連携して、講師・相談員等の派遣を関係行政機関等に働きかける。</p>	<p>①福利厚生の一環として文化体育活動を実施する。</p> <p>②管外研修旅行を9月に開催する。</p> <p>③秋にボウリング大会を開催する。</p> <p>④各種同好会の育成を図り、広報活動等により支援する。</p> <p>⑤会員が気軽に参加できるイベントを新たに企画し、会員間の交流を深める。</p>

3 平成24年度千代田統括支部活動日程予定

月	例会・研修会		その 他	会 議		厚 生 行 事
	開催日	内 容		役員会	支 部 会 議	
4				12日	12日	定例支部会議 統括支部会議 懇親会（12日） 会報発行
5	17日	研修 (精神障害の労災認定)		17日		
6	7 日	算定・年度更新 説明会		7 日		
7	19日	研 修		19日		会報発行
8						
9	6 日 28日・29日	研 修 管外研修	新規入会者オリエンテーション (下旬)	6 日 28日・29日	中旬	統括支部会議 東京会野球大会
10	18日	研 修	・勤務等主催情報交流会 (18日) ・無料街頭相談会（4日）	18日		東京会ゴルフ大会 会報発行
11	15日	必須研修		15日		ボウリング大会
12				13日		
1	17日	新春研修		17日		統括支部会議 賀詞交歓会 会報発行
2	7 日	必須研修	新規入会者オリエンテーション	7 日		東京会ボウリング大会
3	14日	研 修		14日		統括支部会議
4				11日		定例支部会議 統括支部会議 懇親会 会報発行

4 統括支部組織各役員（敬称略）

統括支部長兼支部長 統括支部副支部長兼 支部副支部長	段 下 正 志	統括支部副支部長兼 支部副支部長	浅 香 博 胡	総 務 委 員 長	森 俊 介
	味 園 公 一		浅 岡 純 朗	研 修 委 員 長	朝比奈 瞳 明
	椎 野 登 貴 子		永 井 常 男	広 報 委 員 長	大 畑 雅 弘
	高 根 祐 司	開 業 部 会 長	味 園 公 一	厚 生 委 員 長	酒 井 裕 樹
	橋 本 敬 司	勤 務 部 会 長	浅 香 博 胡	I T 委 員 長	石 原 美 由 紀
	恩 田 和 明	監 査	加 藤 孝 藤 田 倭		
	家 村 啓 三				

顧 問	新堀 英行	仲野 三郎	相馬 誠一	金綱 久夫	柏木 弘文	石原 健三	古川 泰一郎	半沢 公一
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------

千代田統括支部研修会

労働基準監督署の監督指導の現状と最近の傾向について

今回の研修は、「労働基準監督署への対応と職場改善」(刊:労働調査会)等を執筆されおり、元労働基準監督官として東京労働局、兵庫県労働局等監督行政の経験も豊富で、現在は特定社会保険労務士として活躍されている角森先生をお迎えしました。労働基準監督官時代の指導側としての経験を踏まえつつ、かつ、一社会保険労務士としての立場の両方の視点からお話を頂きました。

平成22年の東京労働局の定期監督件数は前年度79.5%増と大幅に増加していますが、定期監督より申告監督の方が多いのが実態です。そこで、平成22年度の後半からは、労働基準監督署の職員数では対応しきれないほどの申告監督件数の増加もあり、監督指導も労働条件集合監督(同じ日に多数の企業を出頭させて集団指導と個別指導を行う)という方法が増えています。

最近の監督指導における主な重点対象は、長時間労働の抑制、賃金不払い・残業の防止、違法解雇の是正等です。労働条件の違法性について申告や相談の多い業種などを

対象に自主点検票を配布・回収して遵法状況を把握・分析することとしていますが、この自主点検票を提出しない事業場は遵法意識が低いと判断され、監督対象となる可能性が高くなります。

また、特別条項付き36協定を届け出している場合、特

別条項の延長時間が長いことは労働基準監督官の調査を招待しているのと同じとのことです。その他、是正勧告等を受けた場合に、是正勧告に強制力がないとして無視・放置すると、悪質と判断され司法処分される可能性もある等、労働基準監督官としての経験を背景した行政への対応策について、今後の業務に生かせるお話を盛り沢山で有意義な研修でした。



講師：兵庫県社会保険労務士会
特定社会保険労務士 角森 洋子氏
開催：平成24年3月15日

心理的負荷による精神障害の労災認定基準



講師：当支部会員
特定社会保険労務士 高橋 健氏
開催：平成24年5月17日

平成24年度第1回目の研修として、平成23年12月26日付で通達された「心理的負荷による精神障害の認定基準について」の内容について、元労働局労災補償監察官で現在当支部所属の高橋健先生をお迎えしてお話を頂きました。

同通達は、精神障害に係る労災請求件数の増加と、それに伴う労働基準監督署における審査期間の長期化を背景として、審査の迅速化と効率化を図るために定められたもので、「認定基準」の策定に伴って従来の「判断指針」は廃止となりました。労災認定のための要件は、①認定基準の対象となる精神障害を発病していること、②認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること、③業務以外の心理的負荷や個体側要因で発病したとは認められないこと、となっており、この3要件は従来の「判断指針」における要件と変わっていません。

認定要件②における「発病前おおむね6か月の間に起きた業務による出来事」について、労働基準監督署の詳細な調査によって心理的負荷の強度を判断することになりますが、判断するのは『発病前6か月の間』ということに注意して下さい。仮に今日受診して「うつ病」という診断を受けたとしても、今日は発病日ではありません。

この発病時期の判断は、出来事の時期、判断する労働時間との関係から非常に重要な要素となります。

なお、いじめやセクハラのように出来事が繰り返されるものについては、発病前6か月よりも前に開始されている場合でも、6か月以内の期間にも継続されている場合は、開始時からの行為を評価の対象とします。

業務による強い心理的負荷が認められるかどうかの判断は、別表で示された「業務による心理的負荷評価表」により行われ、総合評価が「強」と評価される場合には、認定要件の②を満たすことになります。

具体的には次の手順で判断を行います。

①業務に関連した「出来事」を把握した上で、②「特別な出来事」に該当する出来事がある場合は、その事実で総合評価が「強」となります。③「特別な出来事」に該当する出来事がない場合には、「具体的な出来事」に当てはめ、示されている具体例の内容に合致している場合はその強度で評価し、具体例に合致しない場合は総合評価の視点の事項を考慮して個々の事案ごとに評価します。

「認定基準」においては、長時間労働は精神障害の原因となるという考え方が明確になっており、労働時間について、以下の3つの視点から総合評価が「強」になる場合の記載に注意が必要です。

- ・「極度の長時間労働」
- ・長時間労働以外に特に「出来事」がない場合には、長時間労働自体が「出来事」となる
- ・他の「出来事」と関連して恒常的長時間労働が認められる場合、強度が修正される要素となる

なお、示されている時間外労働時間数、セクハラ・パワハラ等のそれぞれの「出来事」の心理的負荷の強度の判断について、また、出来事が複数ある場合の考え方等は、通達本文及び別表1の内容を確認して下さい。

千代田統括支部 平成24年度第2回研修会開催

開催：平成24年6月7日(木)
場所：電設健保会館 講堂

労働保険料の年度更新業務の注意点

研修は、今年度の年度更新業務を進めるにあたっての改正点及び実務上誤りやすい点を中心に行われました。

改正点としては、平成24年度から、一括有期事業、単独有期事業とともに、メリット制の適用要件のうち、確定保険料の額を現行の「100万円以上」から「40万円以上」に引き下げるなどその他、労災保険率及び雇用保険率の改定、労務費率の改定等について解説されました。また、年度更新手続等における電子申請が、なかなか進まない現状にも触れられ、中央労働基準監督署と渋谷労働基準監督署については、署独自の電子申請の承認証明書をとればできるので体験してもらいたいとのことでした。

その他、年度更新手続上のよくある間違いとして、人数記載欄を記載していないこと、延納の部分を記載せずに提出してしまうと1回で一括徴収されてしまうこと等を取り上げて説明されました。

また、算定調査等の経験を踏まえ、最も差額徴収の対象となるのは、雇用保険の加入すべき人を加入させてないことを取り上げ、加入させないのであれば、加入基準(週20時間未満)で雇用するようにならなければならない。調査において会計検査員が同行している場合には厳しく過及適用・徴収されると注意を促す説明もありました。

(広報委員 石澤 清貴)

◆講師
中央労働基準監督署
労災認定調査官
後藤 篤氏



算定基礎届の作成のポイント

◆講師
千代田年金事務所
厚生年金調査課長
伊藤 徳司氏

研修は、昨年から新たに算定方法として追加された定時決定における保険者算定（いわゆる「年間平均」）のポイントに加え、算定基礎届作成時の注意点を中心に行われました。

保険者算定における年間平均については、被保険者資格を取得した月によっての取扱いについてや被保険者の同意書は毎年提出を必要とするなど、実務上の留意点を押さえたわかりやすい解説でした。

算定基礎届作成時のポイントについては、年4回以上の賞与支給時の取り扱いとその計算方法や月額変更の考え方、また、電子媒体による届出として、従来のFD・MOに加えCD・DVDでも可能になったこと等の紹介をいただきました。

その他、平成24年における社会保険全般における改正点及び現物給与の価額改定についての説明がありました。さらに、「ねんきんネット」と「国民年金保険料納付可能期間が10年に延長（3年間の时限措置）」について顧問先等への紹介のお願いがありました。

最後に、算定基礎届業務以外の年金事務所の業務についてのご案内があり、講演を終えられました。



(広報協力委員 上江 誠)

行政協力者の紹介

東京労働局、中央労働基準監督署からの協力要請に基づき年度更新手続に伴う臨時労働保険指導員、また千代田年金事務所からの協力要請に基づき算定基礎届相談コーナー相談員として、次の支部会員の方々にご協力頂きましたので、ご紹介致します（敬称略）。ご協力ありがとうございました。

東京労働局 (13名)	寺尾勝汎／鈴木康一／柏本和江／酒井裕樹／若林丈師／高松敦子／三浦佳恵 山崎博幸／藤元利澄／本田雅子／吉野千賀／清野ヒロミ／矢島カツエ
中央労働基準監督署 (28名)	石本 剛／深田康弘／小松紀子／片野 誠／半沢公一／青山弥生／堀 雅美 中尾美香／小林正明／高嶋茂雄／橋本敬司／星名真喜子／今泉浩史／中 弥希 武内里佳／濱野行雄／江川明豁／才木 崇／青木哲郎／加藤恒男／今井浩爾 松田 弘／内野哲男／小林伸行／木村晃子／前川由香／伊東文子／岩戸左紀
千代田年金事務所 (19名)	武内里佳／畠山晴子／前川由香／江川明豁／横山優子／酒井裕樹／家原 理 大城敦子／菊池正典／松田 弘／濱野行雄／小林正明／山崎博幸／中 弥希 青木哲郎／橋本敬司／上村美由紀／堀 雅美／小林伸行

労働環境モニタリングを振り返って

労働環境モニタリングとは、当統括支部が千代田区からの受託により実施している労働条件審査です。具体的には、千代田区の公共施設等を区の委託により施設管理や利用受付などの業務を行っている民間企業等（指定管理者）に対して、働く従業員の処遇や労働環境が適正に整備されているか否かを調査して、その結果を千代田区に報告し、委託業者の労働環境の改善を図る目的で行うものです。

今回は、モニタリングチームとして2チームに分かれて、各々3名計6名の支部会員で実施しました。



今泉 浩史 氏

今回、私たちのチームは、介護施設を担当しました。作業期間としては、ほぼ2カ月ほどで行いました。その流れは次の通りです。

1. 施設側担当者との打ち合わせ
2. 施設への訪問（書類調査、職員等へのヒアリング）
3. 千代田区と施設への中間報告
4. 報告書の納品

施設側担当者との打ち合わせの際に、大まかな職員の仕事の内容や職員管理に使用している帳簿等の調整具合を確認します。職員管理関係書類がしっかりとファイリングされ誰が見てもすぐにわかるようになっているか？また、どのようにファイリングがなされているのかを確認した上で、1回の訪問で済むのか2回必要となるのかを見定めます。今回は、1回で済むと見込んだのですが、再度、半日の追加訪問をしました。帳簿等から適正な管理をしているかについて、確認していくと気になる点が増えています。ある程度の職員数がいる事業所であれば、モニタリングに要する時間は、1.5日から2日が妥当と思われます。就業規則等は、事前に入手し規定内容を確認しておき気になる点は訪問時に確認したりヒアリングを行います。

訪問時には、まず一通り施設内を案内していただき、職場環境を確認します。その後、職員管理関係の書類のチェックを行います。職員数が少ない場合であれば全員を確認できるのですが、多い場合は何人かピックアップして調査します。また、事業主と職員の両方にヒアリングを行います。特に注意してヒアリングする点は、サービス残業が無いか、有給休暇が取りやすいか等。職員へのヒアリングの際、事業主は同席しませんので、どれだけ本音が聞けるかがポイントとなります。その際、職員の働きやすい環境を作るために行つており、ダメな部分があったからと言ってそれを咎め

るものではないことを、理解してもらいます。

1、2が終了すると中間報告、納品と進みます。ここまで来るとほぼ終了が見えてきます。



原 麻子 氏

私が担当したモニタリング調査の対象施設は、直接雇用者2名、派遣労働者3名の葬祭場でした。調査内容は、①職員の処遇・勤務形態等、②労働環境・安全衛生といった区分に沿って、事業所の実地調査、施設責任者・従業員へのヒアリングを行うとともに、労働三帳簿等の職員管理関係の書類・規定類のチェックなどをします。

今回の施設は、施設自体は小規模ながら指定管理者としては大企業で、各種書類は人事部門が一括管理していました。実際に調査をしてみて、相手が大企業の場合には、調査の進め方、報告の内容で苦慮する点があることがわかりました。

ひとつは、人事管理が全社一括でシステム化されており、対象者だけを抜き出してチェックするのが難しかったこと。あくまで対象施設の調査であることから、どこまで踏み込んで確認すべきかは迷うところでした。

次に、対象施設自体があまりにも小規模で、業種も特殊なため、全社の管理システムに正しく組み込まれていなかつたこと。例えば、雇用契約書の始業・終業時刻について、契約記載内容と職員本人の認識に違いがあり、その理由が「システムがイレギュラー対応できないため」というものでした。従業員には不利益がないよう配慮はされていたものの、改善を求める報告事項としました。

普段あまり縁のない大企業の担当者と接することができるのもモニタリング調査ならではの貴重な経験でした。

新 入 会 員 を 紹 介 し ま す

入会年月日	氏名	種別
H24.2.1	岡田 真明	勤務
H24.2.1	北沢 大治郎	勤務
H24.2.1	郡司 果林	勤務
H24.2.1	杉山 康生	勤務
H24.2.1	谷本 絵美	勤務
H24.2.1	西山 将記	勤務
H24.2.1	長瀬 進	勤務
H24.3.1	仁科 文司	開業
H24.3.1	前川 由香	開業
H24.3.1	野口 勝哉	法人社員
H24.3.1	小坂 英昭	勤務
H24.3.1	鈴木 快	勤務
H24.3.1	椿 俊介	勤務

入会年月日	氏名	種別
H24.3.1	奈良 知幸	勤務
H24.3.1	山本 健次	勤務
H24.3.9	河村 美砂子	勤務
H24.3.14	島 宏一	勤務
H24.3.23	川田 文代	開業
H24.3.26	稲村 広幸	法人社員
H24.3.26	杉江 泰朋	法人社員
H24.3.28	久保 英信	開業
H24.4.1	荒川 仁雄	開業
H24.4.1	赤羽 弘吏	勤務
H24.4.1	川田 孝裕	勤務
H24.4.1	鈴木 順一	勤務
H24.4.1	野村 南子	勤務

入会年月日	氏名	種別
H24.4.1	黒部 雅子	勤務
H24.4.1	田中 千里	勤務
H24.4.1	中山 明日香	勤務
H24.4.1	宮木 英和	勤務
H24.4.1	山田 一道	開業
H24.4.1	村崎 敬	勤務
H24.4.1	八並 利行	勤務
H24.4.2	小林 幸雄	法人社員
H24.4.2	中川 一夫	開業
H24.4.6	中川原 育	勤務
H24.4.11	長岡 亨	勤務
H24.4.30	眞下 佳之	勤務
H24.4.30	松本 浩利	勤務

リニューアルした統括支部ホームページ <http://www.sr-ccs.com/>

お待たせしました。統括支部ホームページ（HP）をリニューアルしました。段下統括支部長の就任時の公約通り、HPを通じて会員の皆様からの意見や要望をお聞きする窓口として、また会員同士が意見交換できる場として掲示板を設けました。是非、ご利用下さい。

掲示板を利用するには青い「掲示板」のボタンからログインしてください。

ログインの仕方

- » ログインするには、登録が必要です。
→ HP右横の「新規会員登録」のボタンをクリックし、メールアドレス等必要事項を入力すると登録できます。

会員登録済みの方

- » 「掲示板」のボタンをクリック→ログインして下さい。掲示

板等の閲覧、書き込み等をご利用いただけます。登録して

いただくと、登録のアドレスに支部からのお知らせ等がメ

ルマガ方式で随時届きます。

発信内容の詳細につきましては、都度HPにアップしま

すので、HPでご確認下さい。

掲示板の活用

- » 会員の皆様の交流の場ですので、積極的にご活用下さい。

書き込みは、実名でお願いします。掲示板に質問や意見等を

最初に発信するには、右の「新規トピック登録」のボタンを

クリック→カテゴリーを選択してタイトルをつけて下さい。

公開されている書き込みを見るには、タイトルをクリック

→コメントも書き込みます。

なお、不適切な書き込みについては、管理者側で削除す

る場合等がございます。ご了承ください。

メールアドレスのご登録 にご協力下さい。



メールアドレスの登録をして頂くと、HPの活用はもとより、研修会の案内や様々な情報をいち早く入手できます。総務委員会が担当している案内発送作業も軽減され、郵送料としての支部経費の大幅な節約ができます。まだ、メールアドレス未登録の方は、是非、新しくなったHPの新規会員登録ボタンからご登録をお願いいたします。

会員の皆様が使い易いHPを目指し更新してまいりますので、積極的にご利用いただき、是非ご意見をお寄せ下さい。

(IT委員長 石原 美由紀)

政治連盟だより

「政治連盟主催の研修・懇談会に参加して」

去る3月26日(月)、初の政治連盟主催の研修・懇談会に参加しました。会場の薬業健保会館には机の上にペットボトルと和菓子が置かれていて、いつもの支部研修との趣きの違いを感じました。

家村啓三支部会長の挨拶に続いて、来賓の東政連相馬誠一副会長からお話をありました。

研修会ではまず、「社会保障と税の一体改革大綱にみる年金制度の将来と課題」について、千葉県会所属の社労士でもあり、新党きづな代表の内山晃衆議院議員からご講演いただきました。演題に関して、なかなか知ることのできない国会審議の様子等がわかりとても興味深く聞くことができました。次に「年金記録問題からみた政治と行政～社労士の果たすべき役割は何か～」というテーマで、厚労省年金記録回復委員会委員・神奈川政連の廣瀬幸一副会長のご講演でした。氏は実務を交えなが

ら、昨今の年金制度上の問題をやさしく話されました。和やかな雰囲気の懇談では、活発な質問が相次ぎ、講師の方々が丁寧に答えてくださいました。

閉会にあたり支部会長は、通例により社労士法は議員立法で法改正されるという視点から、多くの議員の方々との連携が重要であるということを強調されました。私たちの仕事が政治連盟の地道な活動の歴史に支えられていることを強く感じた1日でした。



(左から、廣瀬幸一先生、内山晃議員、家村支部会長、東京都政治連盟 相馬副会長)

柏本 和江 (勤務等・神田)

あとがき

千代田区の社労士事務所に4年近く勤めていたのに、支部の方々と交流を持ち始めたのは、ここ半年のこと。さらには広報委員会のお手伝いまでさせていただけることになるなんて、半年前の私からは想像もつかないことです。

広報委員会は支部会員への情報発信のみならず、社会に対して社会保険労務士という職業を広くPRをしていくという責務があり、社会保険労務士としての仕事や活動をあまり知らない方に説明するのに苦労していた私にとって、とてもいい機会になると思っています。広報委員会を通じ、少しでも社会保険労務士の知名度を高めていきたいと思います。また、会員の皆様に支部活動に対する理解を深めて頂き、支部活動に参画し、ご活躍いただけるような広報活動に努めてまいりますので、何卒よろしくお願ひいたします。

(広報協力委員：中 弥希)

初めまして。本年度より協力委員として広報委員会のお手伝いをさせていただくことになりました。

広報委員長から協力委員のご要望を受けて、折角の機会なので「あたって砕けろ！」の気概で取り組むこととしました。

新人ではありますが、早速、今回の会報作成の副担当を拝命しました。いきなりの大役で内心ドキドキしておりましたが、諸先輩のご指導の下で、研修取材や会報製作にかかることができ、貴重な経験でした。委員会の先輩方のご指導を受けながら普段目にしている会報の製作の流れを知ることができました。

今後は、会員の皆様方に「会報が届くのが待ち遠しい！」と思っていただけるような誌面作りを進めていきたいと思っております。

今後ともよろしくお願ひいたします。

(広報協力委員：上江 誠)